

富山県ニホンザル管理計画（第5期）の概要

1 計画策定の目的

人とニホンザルとにあつれきが生じていることから、科学的な知見に基づくニホンザルの管理を行い、農林作物や生活環境への被害を軽減し、本県に生息するニホンザルの安定的な存続を図り、人とニホンザルとの共生を目指す。

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで

3 計画の区域

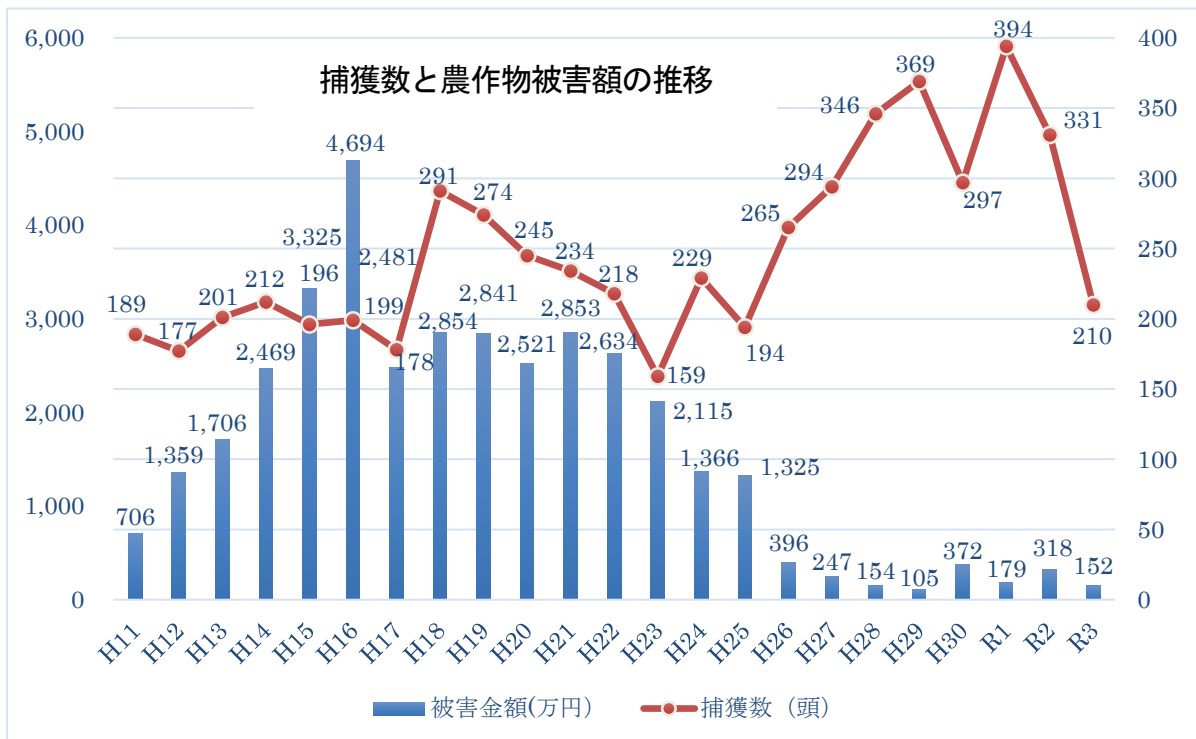
ニホンザルの群れの生息が確認されている県内9市町
 (富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町)
 ※舟橋村を除く



4 現状

現在、群れとして生息しているのは、3計画の区域に記載される9市町のみだが、群れ以外で生息するハナレザルはそれ以外の市町村でも確認されている。生息数は100群3,200頭と推定されているが、山岳地に生息する非加害群については不明な点が多い。加害群は42群1,700頭の生息が報告されている。捕獲数は、平成24年度から増加傾向にあり、令和元年度は過去最多の394頭となっており、農作物被害額は、平成24年以降大幅に減少し、平成26年以降は100～300万円台で推移している。

なお、近年、一部の地域において、ニホンザルの群れの行動域が拡大し、これまで出没したことのない地域に出没して生活被害等を与える事例が発生しているなど、群れの生息域に変化がみられることから、この変化について今後、注視していく必要がある。



5 管理の目標

(1) 計画の目標

地域個体群の生息範囲が拡大しないよう群れを安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減できるよう生息数を適正な水準にすることにより、人とニホンザルとの共生を図る。

(2) 目標を達成するための施策

管理の目標を達成するために、施策の基本的考え方として、被害防除、生息環境管理、個体群管理の3つの観点から施策を展開していくことが必要であり、具体的な施策を定めるにあたっては、群れ毎に出没場所や人に対する反応、被害状況といった加害レベルを見極め、レベルに応じた対策を実施する。

① 被害防除

電気柵など各種の防護柵と花火や電動エアガン等の威嚇道具の使用等の対策を講じながら、最新の技術や情報を収集し、普及していく。

地域住民が被害防除技術を習得し、実行できるような機会や指導体制を整える。

② 生息環境管理

追い払い等と併せ、誘引物の除去や電気柵等の設置等に重点的に取り組むなどニホンザルにとっての魅力の少ない環境づくりを進める。

「富山県森づくりプラン」を踏まえ、野生動物との棲み分けに配慮した里山林の再生整備を推進する。

③ 個体群管理

加害レベルに応じて群れ毎に「加害個体除去」、「加害群の個体数調整」、「加害群除去」の管理方法を使い分け捕獲を実施する。

加害群（個体）の識別が可能な銃器による捕獲を原則とするが、住居集合地等ではオリによる捕獲を行う。

群れの動向や被害変動に関するモニタリング調査体制を整え、調査結果を被害対策に反映させる。

6 保護管理の推進体制

「被害防除」、「生息環境管理」、「個体群管理」の各施策を総合的に進めるために、県、市町、地元関係団体、農家、地域住民などが、それぞれの役割のもと、連携して取り組むことに努める。

県	市町
<ul style="list-style-type: none">○ 市町に対する各種技術・情報の提供、助言、支援、計画達成度の評価○ 地域指導員の育成・配置○ モニタリング調査の実施 等	<ul style="list-style-type: none">○ 実態を踏まえた実行計画の策定○ 群れを特定した捕獲等実行計画の実施○ モニタリング調査への協力 (ニホンザルの行動変化を比較)
地 域 住 民 等	
<ul style="list-style-type: none">○ 有害鳥獣対策のための協議会の設置○ 施策への主体的な取り組み○ 市町への情報提供	